

社会福祉法人 子 供 の 家 定 款

平成	3年	8月	9日	変更
平成	6年	11月	14日	変更
平成	9年	6月	27日	変更
平成	11年	6月	30日	変更
平成	17年	7月	25日	変更
平成	21年	1月	14日	変更
平成	25年	2月	4日	変更
平成	29年	1月	23日	変更
平成	29年	8月	30日	変更
令和	2年	1月	10日	変更

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、キリストの精神に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行なう。

- (1) 第一種社会福祉事業 児童養護施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業 児童自立生活援助事業の経営

(名称)

第2条 この法人は社会福祉法人子供の家という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行なうため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進につとめるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯等を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都清瀬市松山三丁目12番17号とし、当該場所に法人本部を置く。

2 法人本部に事務局を置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみに

よっては支給しない。

2 評議員に対して、各年度の総額が350,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 合併、解散および残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 評議員会に議長を置く。

3 議長は、その都度評議員の互選で決める。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計者数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任し、理事長が委嘱する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

2 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第23条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長の推薦により理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の求めに応じ必要な助言を行う。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

3 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

ア 東京都清瀬市松山三丁目1275番7 養護施設子供の家敷地 1筆 (4,018.81 m²)

イ 同所同番 18 同敷地 1筆 (224.23 m²)

ウ 同所同番 43 同敷地 1筆 (2,272.30 m²)

(2) 建物

ア 東京都清瀬市松山三丁目1275番地7所在の鉄骨造スレート葺2階建
子供の家本館 1棟 (延 324.30 m²)

イ 同所同番地7所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
養護施設子供の家寄宿舎（ハヤブサ） 1棟 (延 303.07 m²)

- ウ 同所同番地 7 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
養護施設子供の家寄宿舍（ヒバリ） 1 棟 （延 308.04 m²）
- エ 同所同番地 7,18,43 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
養護施設子供の家寄宿舍（カモメ） 1 棟 （延 308.04 m²）
- オ 同所同番地 7,18 所在の木造スレート葺 2 階建
自立援助ホーム あすなろ荘寄宿舍（アスナロ） 1 棟 （延 169.75 m²）

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産、収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 3 7 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 3 9 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げる為、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第 3 0 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、東京都知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東京都知事の承認は必要としない。

（1）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（2）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 3 1 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 3 2 条 この法人が取り組む各事業の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長において作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 3 3 条 この法人の取り組む事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長において作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書および事業活動報告書）の附属明細書

（6）財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事及び評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 児童養護施設退所者のアフターケア相談所ゆずりは

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第38条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行なう。

(1) 駐車場業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第40条 前条の規定によって行なう事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東京都知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をした時は、遅滞なくその旨を東京都知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人子供の家の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

(付則)

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただしこの法人の成立後、遅滞なくこの定款に基づき役員を選任を行うものとする。

理事長 加藤 屯、理事 望月 義則、理事 高橋 直作、理事 仁戸田秀吉、理事 加藤コヒデ
監事 藤林 益三、監事 山本 信夫

2 平成3年7月26日付定変更認可申請に伴い選任される評議員の任期は、定款第15条の規定に関わらず、平成4年3月31日までとする。

3 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、「4名以上8名以下」とする。

平成 3年	8月 9日	変更
平成 6年	11月14日	変更
平成 9年	6月27日	変更
平成11年	6月30日	変更
平成17年	7月25日	変更
平成21年	1月14日	変更
平成24年	5月26日	変更
平成25年	2月 4日	変更
平成29年	1月23日	変更
平成29年	8月30日	変更
令和 2年	1月10日	変更